

# 留萌市の環境

～ 令和2年度版 ～



～ 美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために ～

# 《 目 次 》

## 第1章 環境施策

1. 留萌市環境基本条例	1
2. 留萌市環境基本計画	1
3. 留萌市地球温暖化防止実行計画	1
4. 環境学習講座	2
5. 環境の日・環境月間	2
6. お茶の間トーク	2
7. 留萌の街をきれいにする週間	3
8. クリーンアップ日本海	3
9. COOL CHOICE (クールチョイス)	4
10. 環境緑地保護地区、自然環境保護地区	4

## 第2章 環境調査事業

1. 水質関係	5
2. 大気関係	9
3. 騒音、振動関係	10
4. 土壌関係	11
5. 悪臭関係	11
6. 公害苦情処理の状況	11

## 第3章 一般廃棄物の状況

1. 一般家庭ごみ収集実績	12
---------------	----

# 第1章 環境施策

## 1. 留萌市環境基本条例

地球温暖化や廃棄物をはじめとした今日の環境に関する問題は深刻となっており、これらに対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していく必要があります。

留萌市では現在の環境をより良く、さらに健全で恵み豊かなものにするため市民、事業者、市が自らの課題と考え、連携・協力し積極的に環境保全に取り組んでいくことで環境への負荷を減らし、将来を担う子どもたちが安心して暮らせる社会をつくるために、平成15年3月に「留萌市環境基本条例」を制定し、同年4月1日から施行しています。

本条例は「留萌の街をきれいにする週間」、「環境の保全と調和した農業及び漁業の促進」、「環境美化の推進」、「快適な冬の生活環境の保全及び創造」など地域に密着した内容が盛り込まれています。

私たちが健康で文化的な生活を営むためには、健全で恵み豊かな環境を保全する必要があり、さらにこれらを将来の世代へ受け継いでいくことが求められています。

## 2. 留萌市環境基本計画

今日の環境問題は複雑かつ多様化してきており、環境への負荷の要因は事業活動に伴うものばかりではなく、日常生活の営みの中で必然的に生じるものもその多くを占めるといわれています。

本市においては、環境保全の枠組みを示す「留萌市環境基本条例」を平成15年4月1日から施行しています。また、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「留萌市環境基本計画」を策定し、平成18年4月から施行しています。

(現在は第2期留萌市環境基本計画として平成29年4月1日から施行)

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例で定められた4つの基本理念を実現することを目的とし、また、望ましい環境像を、美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために「環境意識の高い市民が集う快適環境都市るもい」としています。

計画策定後は、計画の周知を図るとともに、日常生活の中でできる環境保全行動（ライフスタイル）の啓発や、環境意識の向上に努めています。

## 3. 留萌市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、平成20年3月に留萌市地球温暖化防止実行計画を策定しました。

この計画は、平成18年度を基準とし、平成24年度までの間で二酸化炭素の排出量を3%削減することを目標とし、温室効果ガスの排出抑制の具体的な取り組みとして、省エネルギーの推進、省資源の推進、廃棄物抑制の推進の3つを柱に進めてきました。

その後、平成25年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、市としても本計画の目標を引き続き進めてきた中で、平成27年度には、平成18年度比の二酸化炭素排出量が10.1%削減されました。

現在は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、平成29年に策定した第2次留萌市地球温暖化防止実行計画（対象期間：令和3年度まで）を推進しています。

## 4. 環境学習講座

留萌環境ネットワークとの協力により、健全で恵み豊かな留萌の環境を将来の世代へつなげていくため、市民の自発的な環境保全に関する取り組みの推進を図ることを目的に「市民環境学習講座」を開催しています。

令和元年度には、環境カウンセラーの石塚祐江氏を講師に招き、「海洋プラスチックごみと私たちの暮らし」をテーマとした講座を開催。約50名の市民が、海洋プラスチックごみの出処やごみを分別して捨てることの大切さなどについて学びました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため中止となりました。



## 5. 環境の日・環境月間

「環境の日」とは、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、日本では、平成5年11月に制定された「環境基本法」によりこの日が定められています。

また、環境省の主唱により、6月の1か月間を「環境月間」とし、全国で環境に関する様々なイベントが行われています。

留萌市では、広く市民や事業者に対し、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に、中央公民館(令和2年6月4日～6月8日)、るもいプラザ(令和2年6月9日～6月15日)において、環境パネル展を開催しました。



## 6. お茶の間トーク

町内会や市内の各種団体から依頼を受け、市役所の各担当職員が意見交換(出前トーク)や新しい制度等の住民説明会(出張トーク)を行っています。

環境等に関するメニューとしては、「豊かな環境意識の向上、留萌市環境基本計画」、「家庭でできることがいっぱい!地球温暖化防止対策」、「循環型ごみ処理を目指して」の3つとなっており、特に3つ目のメニューで解説するごみの分別については、日ごろから皆さんが疑問に思っている内容や間違いが多いごみなどを具体的に説明することで、正しい分別排出の普及を図っています。

## 7. 留萌の街をきれいにする週間

市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、清潔で住み良い生活環境づくりを目指すため、留萌市環境基本条例において、「留萌の街をきれいにする週間」を春（5月24日～5月30日）と秋（9月24日～10月1日）にそれぞれ定めています。

主な内容としては、町内会や事業所による地域の清掃活動、クリーンステーションの塗装や点検などで、令和2年度の町内清掃には、97団体、2,962人が参加し、5,430kgのごみが回収されました。

新型コロナウイルス感染症の関係もあり、例年に比べると参加団体が少なかった状況にありますが、それでも、それぞれが感染対策を講じながら実施されていました。

【表1-1 町内清掃実施状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加団体	111	118	124	124	97
参加人数	4,236	4,535	4,382	4,178	2,692
回収量	5,990 kg	6,710 kg	7,880 kg	6,930 kg	5,430 kg

## 8. クリーンアップ日本海

日本海地域は優れた景観をもつ海岸線をはじめとした豊かな自然に恵まれています。その海岸線は投げ捨てられたごみや海から流れ着いたごみにより景観が損なわれている実態にあることから、日本海地域のイメージアップを図るため、本格的な観光シーズンを前に、一般市民・町内会・各種団体・民間企業・官公庁の参加による日本海沿岸の清掃作業を実施しています。



令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため実施を見送りましたが、改めて7月4日に海浜公園など場所を限定して実施し、17団体、282名の参加により2,410kgのごみが回収されました。

【表1-2 クリーンアップ日本海実施状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加団体	26	29	28	24	17
参加人数	829	842	700	585	282
回収量	6,090 kg	5,650 kg	5,120kg	3,910kg	2,410kg

(海浜清掃)

## 9. COOL CHOICE (クールチョイス)

「COOL CHOICE (クールチョイス)」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素づくりに貢献する製品への買い換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことで。

留萌市でも平成29年4月27日にクールチョイスを推進していくことを宣言し、市内でのイベントや小学校での環境授業などを通じて、日常生活において可能な二酸化炭素削減の方法や大切さを啓発しています。



## 10. 環境緑地保護地区、自然環境保護地区

留萌市内には、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要のある地域として「北海道自然環境等保全条例」に基づき指定された地区が4か所あります。

【表1-3 環境緑地保護地区】

地区	指定年月日	面積	特徴
千望台	昭和49年3月30日	247.69ha	ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林
留萌神社	昭和49年3月30日	0.92ha	神社境内のナラ、イタヤ等の樹林地
幌糠神社	昭和49年3月30日	2.52ha	神社境内のトドマツ等樹林地、ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林

※環境緑地保護地区～ 昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

【表1-4 自然景観保護地区】

地区	指定年月日	面積	特徴
峠下	昭和49年3月30日	46.84ha	ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林

※自然景観保護地区～ 昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。



## 第2章 環境調査事業

### 1. 水質関係

#### (1) 高砂川の状況

市街地を流れる高砂川は、千鳥町（東光小学校グラウンド下）から高砂町を経て、留萌川に合流する流路延長約1.5kmの小河川です。

高砂川の水質調査は、生活項目（5項目）と有害項目（9項目）をそれぞれ年1回、上流部と下流部において実施しています。

水質については、下水道の普及などにより基準値内となっており、有害項目についてもこれまで基準値を超えたことはありません。



【表2-1 高砂川水質分析調査（生活項目：毎年春頃に実施）】

項目	基準値		H28	H29	H30	R1	R2
水素イオン濃度 (pH)(°C)	6.0~8.5	上流	7.2	7.3	7.2	7.1	7.4
		下流	7.2	7.2	7.2	7.0	7.3
浮遊物質 (SS)(mg/ℓ)	ゴミの浮遊 が認められ ない	上流	38	30	31	17	2
		下流	9	9	8	4	5
溶存酸素 (DO)(mg/ℓ)	2.0<	上流	8.8	8	11	8.5	8.5
		下流	6.9	6.8	7.9	6.3	7.2
生物化学的酸素 要求量 (BOD)(mg/ℓ)	10.0>	上流	1.9	2.8	1.8	1.6	1.0
		下流	3.5	3.7	5.4	6.1	3.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	—	上流	700	54,000	23	4,600	1,700
		下流	490,000	130,000	330,000	230,000	280,000

【表 2-2 高砂川水質分析調査（有害項目：毎年秋頃に実施）】

項目	基準値		H28	H29	H30	R1	R2
カドミウム(mg/ℓ)	0.001	上流	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
		下流	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
全シアン(mg/ℓ)	検出されないこと	上流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		下流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛(mg/ℓ)	0.01	上流	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
		下流	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム(mg/ℓ)	0.05	上流	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
		下流	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
ヒ素(mg/ℓ)	0.001	上流	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
		下流	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001
総水銀(mg/ℓ)	0.0005	上流	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
		下流	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
アルキル水銀(mg/ℓ)	検出されないこと	上流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		下流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB(mg/ℓ)	検出されないこと	上流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		下流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物(mg/ℓ)	検出されないこと	上流	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
		下流	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

※検出されないこととは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。



## (2) 副港の状況

副港は、留萌港の最奥部にあり、以前は木材の貯木場として利用されていました。

副港の水質調査は、生活項目（5項目）と有害項目（9項目）をそれぞれ年1回実施しています。

水質については基準値内となっており、有害項目についてもこれまで基準値を超えたことはありません。

【表2-3 副港水質分析調査（生活項目：毎年春頃に実施）】

項目	基準値	H28	H29	H30	R1	R2
水素イオン濃度 (pH)(°C)	6.0~8.5	7.7	7.9	8	7.9	7.6
浮遊物質 (SS)(mg/l)	ゴミの浮遊が 認められない	6	5	7	4	6
溶存酸素 (DO)(mg/l)	2.0<	7.2	7.8	10	9.2	7.9
化学的酸素要求量 (COD)(mg/l)	8.0>	2.7	2.9	3.1	2	4.2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	—	7,900	2,200	1,100	2,300	7,900

【表2-4 副港水質分析調査（有害項目：毎年秋頃に実施）】

項目	基準値	H28	H29	H30	R1	R2
カドミウム(mg/l)	0.001	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
全シアン(mg/l)	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛(mg/l)	0.01	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム(mg/l)	0.05	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
ヒ素(mg/l)	0.01	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総水銀(mg/l)	0.0005	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
アルキル水銀 (mg/l)	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB(mg/l)	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物 (mg/l)	検出され ないこと	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

※検出されないこととは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。

### (3) 地下水の状況

明元町3丁目で湧き出ている地下水の水質検査は有害項目（3項目）を年1回8月に実施しています。

水質については、各項目とも基準値以下の数値となっています。

▼地下水採水の状況



【表2-5 地下水水質分析調査】

項目	基準値	H28	H29	H30	R1	R2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	1	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01	0.0006	0.0006	0.0005	0.0006	0.0006

### (4) 水産加工場排水の状況

1日の排水量が50m<sup>3</sup>未満の水産加工場の排水の水質調査を年1回実施しています。

なお、結果が参考基準値を超えた場合には、原因や改善策について報告を受けています。

## 2. 大気関係

### (1) 酸性雪の状況

酸性雪は、化石燃料の燃焼や火山活動等から発生する硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) や窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) 等が大気中の水や酸素と反応し酸性物質が生じることにより起こる現象です。

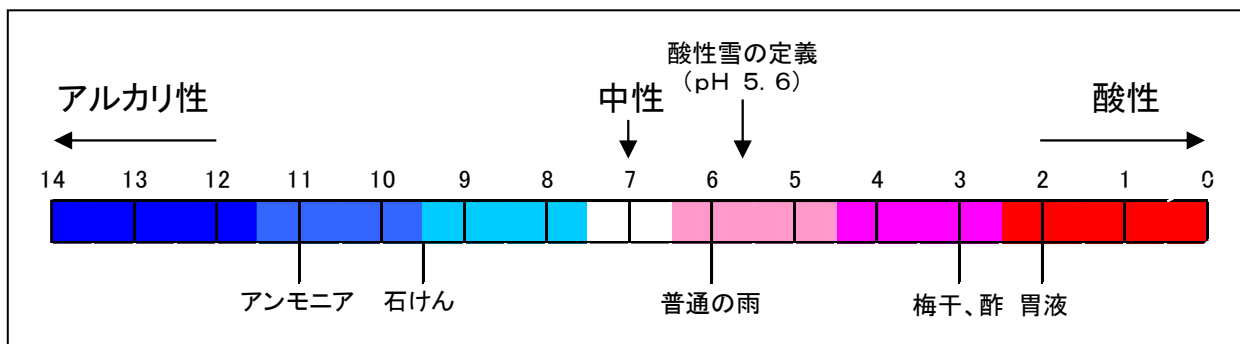
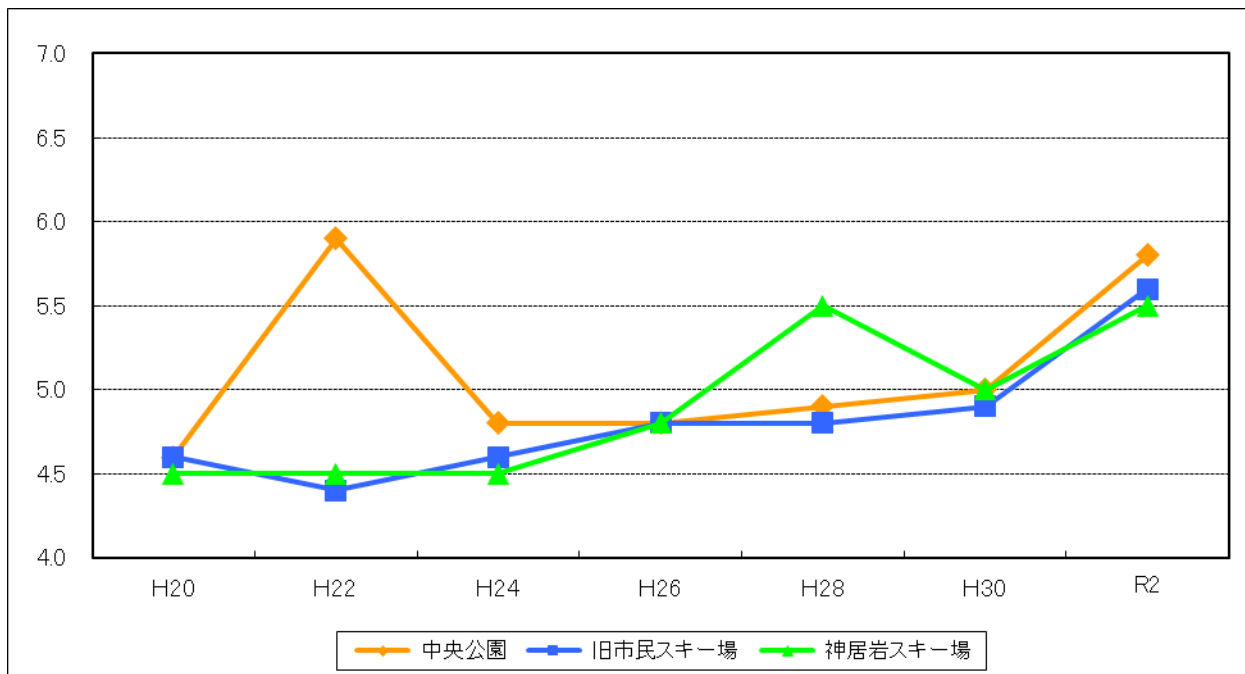
雪解け水に酸性物質が濃縮して含まれていると植物の成長や水系の動物に悪影響を及ぼすことなどが懸念されています。

留萌市内では旧市民スキー場、中央公園、神居岩公園の3地点において、2年に1回2月に調査しています。

ここ数年は各地点において酸性傾向が続いております。



【図2-1 酸性雪調査結果の推移 (pH)】



## (2) スパイクタイヤ等装着率実態調査

昭和50年代、スパイクタイヤの使用が原因で、粉じんによる大気汚染や舗装路面の損傷などが社会問題となったことから、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、留萌市は平成6年度に同法律第5条に基づく地域に指定されました。

緊急車両等を除き、スパイクタイヤの使用は積雪や路面凍結に限られており、平成16年度よりタイヤの溝に装着した金属類（ピン等）もスパイクタイヤに該当するとされています。

留萌市では、毎年11月から3月までの間、市内3か所において月1回のスパイクタイヤ等装着状況実態調査を実施していますが、ここ数年間のスパイクタイヤ（装着式スパイクピン等を含む）装着率は1%未満で推移しています。

【表2-6 スパイクタイヤ等装着状況実態調査結果】

年度別	スタッドレスタイヤ	スパイクタイヤ等	合計	スパイクタイヤ 装着率(%)
平成28年度	3,468	3	3,471	0.09
平成29年度	3,561	10	3,571	0.28
平成30年度	3,516	2	3,518	0.06
令和元年度	3,605	3	3,608	0.08
令和2年度	3,368	3	3,371	0.08

## 3. 騒音、振動関係

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それまで都道府県が行っていた一般市の「自動車騒音常時監視」が、路線が所在する市に移管されたため、平成24年度からは留萌市において「自動車騒音測定・評価」を実施しています。

調査対象7路線（市内の国道・道道）10区間のうち、令和2年度は国道231号線（明元町5丁目）と留萌小平線（春日町1丁目）の2路線2区間の測定・評価を行い、それぞれ昼、夜間とも環境基準値以下となっています。

【表2-7 自動車騒音測定結果】

路線名	調査地点	測定値	
		昼	夜
国道231号線	明元町5丁目	64dB	58dB
留萌小平線	春日町1丁目	61dB	55dB
環境基準値		70dB	65dB

#### 4. 土壌関係

土壌のダイオキシン類調査は、市内の各公園より1か所を選定し、2年に1回実施していますが、これまで環境基準とされている1,000 (pg-TEQ/g) を超えたことはありません。

【表2-8 土壌のダイオキシン類調査】

実施年月日	実施場所	全毒性等量 (pg-TEQ/g)
平成19年10月17日	浜中運動公園	0.84
平成21年10月21日	神居岩公園	0.70
平成23年10月21日	黄金公園	0.35
平成25年10月22日	沖見公園	0.03
平成27年11月17日	錦町公園	0.66
平成29年11月14日	港北公園	5.10
令和元年10月23日	高砂公園	2.30
環境基準値		1,000.00

#### 5. 悪臭関係

留萌市は、昭和55年4月1日より市街地のほぼ全域が悪臭防止法に定められている規制地域として指定されました。

その後、平成17年度に塩見町の一部が新たに加わるなど、規制地域の変更により、現在では留萌市内のほぼ全域が3段階ある区分の中で最も厳しい基準であるA地域(トリメチルアミンの場合0.005ppm)が適用されています。

#### 6. 公害苦情処理の状況

令和2年度に受理した苦情は60件ありました。

苦情の通報があったときは状況を確認し、場合によっては警察や消防などと連携して対応しています。

【表2-9 公害苦情数】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染	1	1	1		2
水質汚濁	11	11	6	11	19
騒音	1				1
振動					
悪臭	2		2	6	3
不法投棄	18	28	30	14	34
その他					1
合計	33	40	39	31	60

### 第3章 一般廃棄物の状況

#### 1. 一般家庭ごみ収集実績

平成25年度より留萌市・増毛町・小平町で構成する留萌南部衛生組合による広域でのごみ処理が始まり、またごみ分別の種類も17種類から現在は23種類となっています。

一般家庭ごみの収集量は減少傾向にあり、令和2年度は約3,803トンで、現在のごみ処理方式となった平成25年度の約4,351トンから約548トン減少しています。

【表3-1 一般家庭ごみ収集量 (ト)】

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃系埋立ごみ		474.5	467.0	460.1	451.9	463.3
不燃系埋立ごみ		1,232.7	1,078.1	1,082.7	1,006.1	1,031.1
生ごみ		955.3	976.2	924.9	905.0	915.7
粗大ごみ		55.7	59.8	62.9	59.9	55.5
資源系ごみ	かん・びん	258.7	257.5	247.6	235.1	237.1
	新聞紙・雑誌	471.8	439.2	417.8	371.6	322.0
	ダンボール	188.8	181.8	188.8	171.8	173.1
	紙パック	8.0	8.0	8.1	7.8	8.3
	プラ製容器	249.2	257.7	262.7	253.8	260.1
	ペットボトル	77.4	80.6	82.4	82.7	84.1
	紙製容器	101.4	103.8	104.0	98.1	92.8
	雑がみ	45.8	45.3	44.0	41.0	39.1
	発泡スチロール	3.6	3.6	3.4	2.9	2.8
	白色トレイ	4.8	5.3	4.9	4.6	4.2
	金属類	12.1	13.9	16.1	17.4	18.3
	危険ごみ	7.3	7.5	8.0	6.2	6.7
	小計	1,428.9	1,404.2	1,387.8	1,293.0	1,248.5
木くず		7.2	6.5	6.3	5.7	6.2
草		24.1	26.9	20.5	19.4	22.9
剪定枝		3.9	4.6	4.6	3.0	3.1
廃食用油		7.6	7.6	7.5	8.1	6.5
小型家電		19.8	23.3	22.0	23.3	50.4
合計		4,209.7	4,054.2	3,979.3	3,775.4	3,803.2

【表3-2 綿製品回収量 (kg)】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2,032	2,351	1,532	1,834	1,256



# 留萌市の環境

令和2年度版

---

令和3年10月発行

発行 留 萌 市

編集 都市環境部環境保全課環境保全係

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL (0164) 42-1806

FAX (0164) 43-8778

URL <http://e-rumoi.jp>

Mail [seikatukankyou@e-rumoi.jp](mailto:seikatukankyou@e-rumoi.jp)

---